

岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則等の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

組織及び機構の変更等に伴う関係規則の整備を行う。

第2 改正の内容

- (1) 岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (2) 管理職手当の支給に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (3) 職務の級に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (4) 岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正
 - ・組織及び機構並びに事務分掌の変更に伴う改正を行う。
- (5) 岩見沢市事案決裁規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (6) 岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正
 - ・事務分掌の変更に伴う改正を行う。
- (7) 岩見沢市水道事業会計規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (8) 岩見沢市下水道事業会計規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (9) 岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例施行規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (10) 岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (11) 岩見沢市職員の退職管理に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (12) 岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正
 - ・会計年度任用職員の職種追加及び報酬額の変更に伴う改正を行う。

第3 施行期日

令和3年4月1日

岩見沢市規則第 7 号

岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則等の一部を改正する規則

(岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正)

第 1 条 岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則(昭和 26 年規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号及び第 5 号を削る。

第 5 条第 4 号及び第 5 号を削る。

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 管理職手当の支給に関する規則(昭和 28 年規則第 21 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項中「及び支所」を削り、

「

部長		40,000 円
支所長		40,000 円

を

」

「

部長		40,000 円
----	--	----------

に、

」

「

東京事務所	所長	30,000 円
-------	----	----------

を

」

「

東京事務所	所長	30,000 円
支所	支所長	30,000 円
	主幹	30,000 円

に、

」

「

部長	40,000円
診療部長	65,000円
医長	60,000円
医員	35,000円
薬剤部長	45,000円

を

」

「

部長	40,000円
次長	35,000円
診療部長	65,000円
医長	60,000円
医員	35,000円
薬剤部長	40,000円
医療技術部長	40,000円

に改める。

」

(職務の級に関する規則の一部改正)

第3条 職務の級に関する規則（昭和36年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4級、5級及び6級の項を次のように改める。

4級	係長 幌向出張所長 朝日町出張所長 美流渡出張所長 市民サービスセンター長 ふれあい子どもセンター長 郷土科学館長 主査 主任の職務
5級	課長 室長 会計管理者 議会事務局次長 東京事務所長 地域包括支援センター長 支所長 主幹 局長 図書館長 事務長の職務
6級	理事 部長 福祉事務所長 議会事務局長 次長の職務

別表第3の7級の項を次のように改める。

7級	薬剤部長 医療技術部長の職務
----	----------------

(岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正)

第4条 岩見沢市事務分掌条例施行規則（昭和53年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第2号中「総務部市民サービス課」を「市民環境部市民サービス課」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市民環境部 北村支所 栗沢支所

第7条第1項第7号及び第8号を削り、同項第3号中「環境部 環境保全

課環境保全係」を「市民環境部 市民連携室市民連携係」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報政策部 情報政策課情報化推進係

別表第1 総務部庶務課の項を次のように改める。

庶務課	庶務係、文書法制係
-----	-----------

別表第1 総務部市民連携室及び総務部市民サービス課の項を削る。

別表第1 企画財政部企業立地情報化推進室の項を削る。

別表第1 企画財政部の項の次に次のように加える。

情報政策部	情報政策課	情報化推進係、地域イノベーション推進係
	情報システム課	情報システム係、デジタル自治体推進係

別表第1 健康福祉部国保医療助成課の項を削る。

別表第1 環境部の項を次のように改める。

市民環境部	市民連携室	市民連携係、市民相談・交通防犯係
	市民サービス課	市民係
	医療年金課	国保係、医療助成係、保険料収納係、年金係
	環境保全課	環境保全係
	廃棄物対策課	廃棄物対策係、清掃指導係

別表第1 経済部の項を次のように改める。

経済部	商工労政課	商工労政係
	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係
	観光物産振興課	観光振興係
	企業立地推進室	

別表第1 北村支所及び栗沢支所の項を削る。

別表第2 総務部庶務課情報管理係の項を削る。

別表第2 総務部新庁舎整備室の項を次のように改める。

新庁舎整備室	(1) 市庁舎の建設及び移転に関すること。
--------	-----------------------

別表第2 総務部市民連携室及び総務部市民サービス課の項を削る。

別表第2 企画財政部企業立地情報化推進室の項を削る。

別表第2 企画財政部の項の次に次のように加える。

情報政策部	情報政策課	情報化推進係	(1) 情報通信技術に係る調査検討及び総合調整に関すること。 (2) 情報通信基盤の整備及び
-------	-------	--------	---

			運用管理に関すること。 (3) 利活用機能の社会実装及び運用管理に関すること。 (4) 情報通信関連産業の創出に関すること。
		地域イノベーション推進係	(1) 情報通信技術及び未来技術活用による社会変革に関すること。 (2) 地域の持続性確保に係る産学官連携・共創推進に関すること。
	情報システム課	情報システム係	(1) 行政情報システム及びネットワークに係る総合調整及び運用管理に関すること。 (2) 行政情報システムに係るデータの保護及び管理に関すること。 (3) 情報セキュリティ対策に関すること。
		デジタル自治体推進係	(1) 行政サービスのデジタル技術活用に係る調査検討及び総合調整に関すること。 (2) 業務プロセス及びシステムに係る標準化・共通化に関すること。 (3) オープンデータ化推進に関すること。

別表第2 健康福祉部国保医療助成課の項を削る。

別表第2 環境部の項を次のように改める。

市民環境部	市民連携室	市民連携係	(1) 町会等からの陳情、要望の受理及び連絡調整に関すること。 (2) 町会等との連絡調整に関すること。 (3) 地縁団体の認可等に関すること。 (4) 町会会館の建設、整備及び建設補助に関すること。 (5) 空き家等に関すること。 (6) 町会等の生活環境整備に関すること。 (7) 男女共同参画に関すること。 (8) 協働のまちづくりの推進
-------	-------	-------	---

		及び支援に関すること。
	市民相談・交通防犯係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の相談等に関すること。 (2) 市民団体等からの陳情、要望等の受理及び連絡調整に関すること。 (3) コミュニティセンターの維持管理に関すること。 (4) 市民憲章の推進に関すること。 (5) 消費生活施策の推進に関すること。 (6) 交通安全施策の推進に関すること。 (7) 防犯及び暴力追放に関すること。 (8) 町会等の管理する街路灯に関すること。
	市民サービス課	市民係 <ul style="list-style-type: none"> (1) 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録に係る届書の受付及び整理保管に関すること。 (2) 謄抄本・諸証明の受付及び交付に関すること。 (3) 成年被後見人、被保佐人、破産者及び既決犯罪通知書に関すること。 (4) 身分照会に関すること。 (5) 人口動態統計及び住民登録統計に関すること。 (6) 住民実態調査に関すること。 (7) 火葬の許可及び火葬場使用許可証の発行に関すること。 (8) 自動車臨時運行許可証の発行に関すること。 (9) 各種証明手数料及び火葬場使用料の収納に関すること。 (10) 国民年金、国民健康保険等に係る諸届の受付に関すること。 (11) 転入学児童生徒の受付及び転入・転居児童の入校票の交付に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (12) 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条に基づく通知に関する事。 (13) 出張所との連絡調整に関する事。 (14) 戸籍事務協議会に関する事。 (15) 住民基本台帳ネットワークに関する事。 (16) 公的個人認証サービスに関する事。 (17) マイナンバーに関する事。
医療年金課	国保係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険事業の調査及び企画に関する事。 (2) 国民健康保険事業の各種報告及び統計に関する事。 (3) 国民健康保険の保険給付に関する事。 (4) 国民健康保険運営協議会に関する事。 (5) 国民健康保険の保健事業に関する事。 (6) 診療報酬の調査及び点検に関する事。 (7) 国民健康保険料の賦課及び調定に関する事。
	医療助成係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 後期高齢者医療者制度の各種調査及び報告に関する事。 (2) 後期高齢者医療保険の資格に関する事。 (3) 後期高齢者医療保険の保険給付に関する事。 (4) 後期高齢者医療保険の保健事業に関する事。 (5) 後期高齢者医療保険料の賦課及び調定に関する事。 (6) 子どもの医療費の助成に関する事。 (7) 重度心身障害者医療費の助成に関する事。 (8) ひとり親家庭等の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事。

		(9) 養育医療の給付に関する こと。
	保険料収納係	(1) 国民健康保険料の徴収及 び整理に関すること。 (2) 国民健康保険料の滞納処 分の執行に関すること。 (3) 後期高齢者医療保険料の 徴収及び整理に関すること。 (4) 後期高齢者医療保険料の 滞納処分の執行に関するこ と。 (5) 介護保険料の徴収及び整 理に関すること。 (6) 介護保険料の滞納処分の 執行に関すること。
	年金係	(1) 国民年金制度の普及に関 すること。 (2) 国民年金被保険者の資格 の得喪及び異動に関するこ と。 (3) 国民年金の給付に関する こと。 (4) 国民年金保険料の免除及 び納付特例に関すること。
環境保全課	環境保全係	(1) 環境施策の計画及び推進 に関すること。 (2) 環境汚染に係る監視、規 制、測定及び指導に関するこ と。 (3) 公害対策審議会に関する こと。 (4) 環境保全団体との連携に 関すること。 (5) 新エネルギー、省エネルギ ーの推進に関すること。 (6) 畜犬の登録、野犬の掃とう 及び狂犬病予防に関するこ と。 (7) ねずみ族、昆虫等の駆除に 関すること。 (8) 感染症対策に関すること。 (9) 墓地の管理運営及び墓地 等の経営許可等に関するこ と。 (10) 散骨の適正化等に関する

			こと。 (11) 火葬場の管理運営に関する こと。 (12) 飲用井戸の指導に関する こと。
	廃棄物対策 課	廃棄物対策係	(1) 廃棄物の減量及びリサイ クルの推進に関すること。 (2) ごみ処理基本原則の実践 意識の啓発に関すること。 (3) ごみのよりよい始末を進 める市民会議との連携に関す ること。 (4) 廃棄物処理の計画等に関 すること。 (5) 廃棄物処理施設に関する こと。 (6) 廃棄物の収集及び処分 に関すること。 (7) 一般廃棄物処理業及び浄 化槽清掃業に係る許可及び指 導に関すること。 (8) 浄化槽の設置（変更）に係 る審査に関すること。
		清掃指導係	(1) 一般廃棄物又は資源物の 受入れ及び処理に関するこ と。 (2) 不適正排出及び不法投棄 等対策に関すること。 (3) 車両及び機材等に関する こと。 (4) じん芥処理センターに関 すること。

別表第2 経済部 中心市街地活性化推進室 中心市街地活性化推進係の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

別表第2 経済部 観光物産振興課の項の次に次のように加える。

企業立地推進室		(1) 企業立地の推進及び助成に関する こと。 (2) 企業立地条件の調整に関する こと。 (3) 工業団地に関すること。 (4) 工業立地の適正化に関する こと。 (5) 工場等再配置の促進に関する こと。 (6) 工場等設置奨励審査委員会に 関すること。 (7) 鉦工業団体等との連絡調整に 関すること。
---------	--	--

		こと。
--	--	-----

別表第2建設部建築課建築指導係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第2北村支所及び栗沢支所の項を削る。

(岩見沢市事案決裁規則の一部改正)

第5条 岩見沢市事案決裁規則(平成12年規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2個別決裁事案1総務部市民連携室及び総務部市民サービス課を削る。

別表第2個別決裁事案2企画財政部企業立地情報化推進室を削る。

別表第2個別決裁事案2企画財政部の次に次のように加える。

3 情報政策部

情報政策課	項目	決裁権者		
		課長	部長	市長
	(1) 地域産業情報等の受発信に関する事		○	
	(2) 映像、音声、データ等を用いた地域産業情報	○		
	(3) 公共アプリケーションシステムの運営に関する		○	
	(4) システムの設計及びプログラムの作成並び	○		

別表第2個別決裁事案3健康福祉部国保医療助成課を削り、「3 健康福祉部」を「4 健康福祉部」に改める。

別表第2個別決裁事案4環境部を次のように改める。

5 市民環境部

市民連携室	項目	決裁権者		
		課長	部長	市長
	(1) 地縁団体に関する事		○	
	(2) 町内街路灯の設置及び維持管理に関する		○	
	(3) コミュニティ活動の推進に関する事		○	特に重要なもの

医療年金課			
項目	決裁権者		
	課長	部長	市長
(1) 国民健康保険被保険者の資格得喪等に関する事。	○		
(2) 国民健康保険の療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費及び移送費の支給に関する事。	○		
(3) 第三者行為による傷病に関する事。	○		
(4) 国民健康保険診療費の審査支払手数料及び請求事務取扱手数料に関する事。	○		
(5) 国民健康保険診療費の支給に関する事。	○		
(6) 国民健康保険料の過年度分及び随時賦課分の納期を決定する事。	○		
(7) 財産の差押（解除）、参加差押（解除）、公売をすること。		○	
(8) 交付要求（解除）をすること。	○		
(9) 滞納処分停止をすること。		○	
(10) 後期高齢者医療の申請及び届出の受付等に関する事。	○		
(11) 福祉医療費等（以下、本項において「医療費」という。）の受給者の資格得喪等に関する事。	○		
(12) 医療費の不正受給について調査し、返還させる事。		○	
(13) 医療費の審査支払手数料及び請求事務取扱手数料に関する事。	○		
(14) 医療費の支給に関する事。	○		
(15) 国民年金被保険者の資格の得喪等に関する事。	○		
(16) 国民年金の任意加入、任意脱退等に関する事。	○		
(17) 国民年金及び福祉年金の受給に関する事。	○		
(18) 国民年金の死亡一時金の受給に関する事。	○		

北村支所			
項目	決裁権者		
	課長	部長	市長
(1) 地域に限定された事務事業に関する事。		○	
(2) 所管に係る施設の維持管理に関する事。	○		
(3) 所管に係る定例又は軽易な事務に関する事。	○		

栗沢支所			
項目	決裁権者		
	課長	部長	市長
(1) 地域に限定された事務事業に関する事		○	
(2) 所管に係る施設の維持管理に関する事	○		
(3) 所管に係る定例又は軽易な事務に関する事	○		

環境保全課			
項目	決裁権者		
	課長	部長	市長
(1) 墓地の維持管理に関する事	○		
(2) あき地の環境保全に係る勧告及び命令をす	○		
(3) 野犬掃とう、畜犬登録等に関する事	○		
(4) そ族、昆虫等の駆除に関する事	○		
(5) 火葬場の維持管理に関する事	○		

廃棄物対策課			
項目	決裁権者		
	課長	部長	市長
(1) 浄化槽の改善措置の勧告及び命令をす		○	
(2) 一般廃棄物の収集運搬業及び浄化槽清掃業		○	

別表第2個別決裁事案中「5 農政部」を「6 農政部」に、「6 経済部」を「7 経済部」に、「7 建設部」を「8 建設部」に改める。

別表第3を削る。

(岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正)

第6条 岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則（平成19年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1総務部の項を次のように改める。

総務部	庶務課	庶務課長	所管に係る 収入事務	担当係員
	防災対策室	防災対策室長		〃

別表第1健康福祉部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康づくり 推進課	健康づくり推進課 長	〃	〃
	福祉課	福祉課長		〃

	高齢介護課	高齢介護課長		〃
	保護課	保護課長		〃

別表第1 環境部の項を次のように改める。

市民環境部	市民連携室	市民連携室長	〃	〃
	市民サービス課	市民サービス課長		〃
	医療年金課	医療年金課長		〃
	北村支所	北村支所長		〃
	栗沢支所	栗沢支所長		〃
	環境保全課	環境保全課長		〃
	廃棄物対策課	廃棄物対策課長		〃

別表第1 北村支所及び栗沢支所の項を削る。

別表第2 総務部及び企画財政部の項を次のように改める。

総務部	秘書課	秘書課長	所管に係る 出納事務	担当係員
	庶務課	庶務課長		〃
	新庁舎整備室	新庁舎整備室長		〃
	防災対策室	防災対策室長		〃
	職員課	職員課長		〃
企画財政部	企画室	企画室長	〃	〃
	財政課	財政課長		〃
	税務課	税務課長		〃
	契約検査管理課	契約検査管理課長		〃

別表第2 健康福祉部及び環境部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康づくり推進課	健康づくり推進課長	〃	〃
	福祉課	福祉課長		〃
	高齢介護課	高齢介護課長		〃
	保護課	保護課長		〃
市民環境部	市民連携室	市民連携室長	〃	〃
	市民サービス課	市民サービス課長		〃
	医療年金課	医療年金課長		〃
	北村支所	北村支所長		〃
	栗沢支所	栗沢支所長		〃
	環境保全課	環境保全課長		〃
	廃棄物対策課	廃棄物対策課長		〃

別表第2 経済部の項を次のように改める。

経済部	商工労政課	商工労政課長	〃	〃
	中心市街地活	中心市街地活性化推		〃

	性化推進室	進室長		
	観光物産振興課	観光物産振興課長		〃
	企業立地推進室	企業立地推進室長		〃

別表第2 北村支所及び栗沢支所の項を削る。

(岩見沢市水道事業会計規則の一部改正)

第7条 岩見沢市水道事業会計規則（平成26年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「北村支所市民福祉課長、栗沢支所市民福祉課長」を「北村支所長、栗沢支所長」に改め、同条第3項中「北村支所市民福祉課、栗沢支所市民福祉課」を「北村支所、栗沢支所」に改める。

(岩見沢市下水道事業会計規則の一部改正)

第8条 岩見沢市下水道事業会計規則（平成26年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「北村支所市民福祉課長、栗沢支所市民福祉課長」を「北村支所長、栗沢支所長」に改め、同条第3項中「北村支所市民福祉課、栗沢支所市民福祉課」を「北村支所、栗沢支所」に改める。

(岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例施行規則（平成26年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第11条中「総務部市民連携室」を「市民環境部市民連携室」に改める。

(岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会規則の一部改正)

第10条 岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会規則（平成27年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部市民連携室」を「市民環境部市民連携室」に改める。

(岩見沢市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第11条 岩見沢市職員の退職管理に関する規則（平成28年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「及び支所」を削り、

部長		を
支所長		

」

部長		に、
----	--	----

」

東京事務所	所長	を
-------	----	---

」

東京事務所	所長	に改める。
支所	支所長	
	主幹	

」

(岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第12条 岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「看護業務補助員」を「看護業務補助員（外来）」に改める。

別表第1事務当直員の項の次に次のように加える。

看護業務補助員（病棟）	1	1	1	10
-------------	---	---	---	----

別表第1医師事務作業補助員（経験5年以上）の項の次に次のように加える。

地域医療連携業務補助員	1	1	1	17
-------------	---	---	---	----

別表第1地域コーディネーターの項の次に次のように加える。

ことばの教室専門員	1	1	1	22
-----------	---	---	---	----

別表第1地域生活支援相談員の項を削り、防災対策業務員の項の次に次のように加える。

消費生活専門相談員	1	1	1	25
-----------	---	---	---	----

別表第1消費生活専門相談員の項を削り、学校給食アレルギー対応業務員（栄養士）の項の次に次のように加える。

地域医療連携相談員	2	1	2	8
地域生活支援相談員	2	1	2	8

別表第1手話通訳業務員の項の次に次のように加える。

看護業務員	2	1	2	8
-------	---	---	---	---

別表第1広域行政調整業務員の項を削り、介護業務員（資格有）の項の次に次のように加える。

広域行政調整業務員	2	1	2	9
-----------	---	---	---	---

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第4条の規定の施行の際、現に次の左欄に掲げる部、課及び係に勤務する職員で施行日に別に辞令を交付されないものは、当該右欄の部及び課に勤務を発令されたものとする。

総務部	庶務課	情報管理係	情報政策部	情報システム課
	市民連携室	市民連携係	市民環境部	市民連携室
		市民相談・交通防犯係		
	市民サービス課	市民係		市民サービス課
年金係		医療年金課		
企画財政部	企業立地情報化推進室	企業立地推進係	経済部	企業立地推進室
		情報化推進係	情報政策部	情報政策課
健康福祉部	国保医療助成課	国保グループ	市民環境部	医療年金課
		医療助成グループ		
		保険料収納グループ		
北村支所	総務課	庶務係	市民環境部	北村支所
	市民福祉課	市民係		
		保健福祉係		
栗沢支所	総務課	庶務係	市民環境部	栗沢支所
	市民福祉課	市民係		
		保健福祉係		